特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	健康管理に関する業務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、健康管理に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和5年11月30日

［平成31年１月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種実施 ②予防接種実費徴収の管理 ③予防接種記録の作成と保存 ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施 ⑥妊娠の届出 ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備 ⑧健康増進法に基づく各健康診査、健康教育、訪問指導等に関する事務 ⑨各種健康診査等の記録保存 ⑩新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）（平成25年法律第27号） ・第9条第1項　別表第一第10項及び第49項、第76の項 ・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・第19条第6号（委託先への提供） ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第40条、第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	予防接種法に基づく事務 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：16の2、17、18、19の項 （情報提供の根拠） ：16の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 （情報提供の根拠） ：第12条の2 母子保健法に基づく事務 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：69の2の項 （情報提供の根拠） ：56の2の項、69の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：38条の3	

	（情報提供の根拠） ：第30条、38条の3 健康増進法に基づく事務 1．番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：102の2 （情報提供の根拠） ：102の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　健康増進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所　総務部　総務課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所　総務部　情報政策課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	健康増進課長　渡辺研一	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成29年3月1日　時点	平成30年5月31日　時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年3月1日　時点	平成30年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和2年2月12日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	母子保健法に基づく事務 1．番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：なし （情報提供の根拠） ：56の2の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：なし （情報提供の根拠） ：第30条	母子保健法に基づく事務 1．番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：69の2の項 （情報提供の根拠） ：56の2の項、69の2の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：38条の3 （情報提供の根拠） ：第30条、38条の3	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-1対象人数	令和2年5月31日　時点	令和3年6月30日　時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年5月31日　時点	令和3年6月30日　時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ－4②法令の根拠	予防接種法に基づく事務 1．番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：16の2、17、18、19の項 （情報提供の根拠） ：16の2の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 （情報提供の根拠） ：第12条の2 母子保健法に基づく事務 1．番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：69の2の項 （情報提供の根拠） ：56の2の項、69の2の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：38条の3 （情報提供の根拠） ：第30条、38条の3 健康増進法に基づく事務 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	予防接種法に基づく事務 1．番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：16の2、17、18、19の項 （情報提供の根拠） ：16の2の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 （情報提供の根拠） ：第12条の2 母子保健法に基づく事務 1．番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：69の2の項 （情報提供の根拠） ：56の2の項、69の2の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （情報照会の根拠） ：38条の3 （情報提供の根拠） ：第30条、38条の3 健康増進法に基づく事務 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月16日	Ⅰ－1②事務の概要	予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種実施 ②予防接種実費徴収の管理 ③予防接種記録の作成と保存 ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施 ⑥妊娠の届出 ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備 ⑧健康増進法に基づく各健康診査、健康教育、訪問指導等に関する事務 ⑨各種健康診査等の記録保存	予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種実施 ②予防接種実費徴収の管理 ③予防接種記録の作成と保存 ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施 ⑥妊娠の届出 ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備 ⑧健康増進法に基づく各健康診査、健康教育、訪問指導等に関する事務 ⑨各種健康診査等の記録保存 ⑩新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務	事前	
令和3年12月16日	Ⅰ－1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事前	
令和3年12月16日	Ⅰ－3法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）（平成25年法律第27号） ・第9条第1項　別表第一第10項及び第49項、第76の項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第40条、第54条	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）（平成25年法律第27号） ・第9条第1項　別表第一第10項及び第49項、第76の項 ・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・第19条第6号（委託先への提供） ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第40条、第54条	事前	
令和3年9月5日	Ⅱ－1対象者人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和3年12月16日	Ⅱ-1対象人数	令和3年6月30日　時点	令和3年12月1日　時点	事後	
令和3年12月16日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年6月30日　時点	令和3年12月1日　時点	事後	
令和4年2月9日	Ⅰ－4②法令の根拠	健康増進法に基づく事務 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	健康増進法に基づく事務 1．番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （情報照会の根拠） ：102の2 （情報提供の根拠） ：102の2	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和3年12月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年12月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅰ-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所　総務部　総務課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3	山鹿市役所　総務部　情報政策課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	